

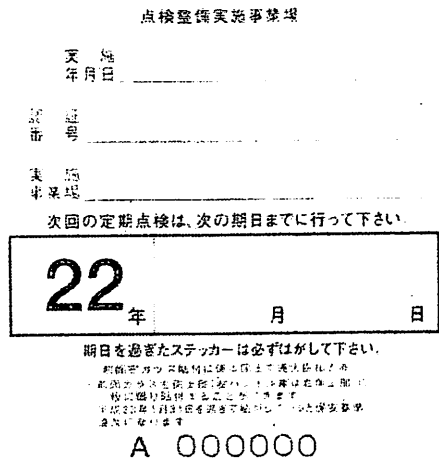
点検整備済ステッカーの仕様及び様式等

1. ステッカーの仕様
 図柄（例）及び寸法は次の通り。

（表）



（裏）



2. ステッカーの様式

様式1 (平成21年用ステッカー)

(1) 事業者が前面ガラスに貼付できる期間

- ① 自家用貨物車 平成21年4月1日～平成21年6月30日
- ② 事業用自動車 平成21年4月1日～平成21年9月30日

(2) 前面ガラスに貼付してよい期間

- ① 自家用貨物車 平成21年4月1日～平成22年1月31日
- ② 事業用自動車 平成21年4月1日～平成22年1月31日

(表)



(裏)

点検整備実施事業場

実施
年月日 _____

証
番号 _____

実施
事業場 _____

次回の定期点検は、次の期日までに行ってください。

21	年	月	日
-----------	---	---	---

期日を過ぎたステッカーは必ずはがして下さい。

 別紙「点検整備済」貼付に際しては国土交通省指定の
 自動車ガラスの貼付位置（ハンドルの裏面）に
 1枚に限り貼付することができます。
 ※平成22年1月31日をもって貼付しているステッカーは
 使用できません。

A 000000

様式2 (平成22年用ステッカー)

(1) 事業者が前面ガラスに貼付できる期間

- ① 自家用乗用車 平成21年 4月1日～平成21年12月31日
- ② 自家用貨物車 平成21年 7月1日～平成22年 6月30日
- ③ 事業用自動車 平成21年10月1日～平成22年 9月30日

(2) 前面ガラスに貼付してよい期間

- ① 自家用乗用車 平成21年 4月1日～平成23年1月31日
- ② 自家用貨物車 平成21年 7月1日～平成23年1月31日
- ③ 事業用自動車 平成21年10月1日～平成23年1月31日

(表)



(裏)

点検整備実施事業場

実施年月日 _____

決番 証号 _____

実施事業場 _____

次回の定期点検は、次の期日までに行ってください。

22	年	月	日
----	---	---	---

期日を過ぎたステッカーは必ずはがして下さい。

- ・前年度より貼付したステッカーは、平成22年1月31日までに剥がして下さい。
- ・前年度より貼付したステッカーは、平成22年1月31日までに剥がして下さい。
- ・前年度より貼付したステッカーは、平成22年1月31日までに剥がして下さい。

A 000000

様式3 (平成23年用ステッカー)

(1) 事業者が前面ガラスに貼付できる期間

① 自家用乗用車 平成22年1月1日～平成22年3月31日

(2) 前面ガラスに貼付してよい期間

① 自家用乗用車 平成22年1月1日～平成23年4月30日

(表)



(裏)

点検整備実施事業場

実施年月日 _____

番号 _____

実施事業場 _____

次回の定期点検は、次の期日までに行ってください。

23	年	月	日
----	---	---	---

期日を過ぎたステッカーは必ずはがして下さい。

前面ガラス貼付に伴う国土交通省・警察庁
 ・前面ガラスの貼付は国土交通省・警察庁の指示に従って下さい。
 ・国土交通省・警察庁の指示に従って貼付して下さい。
 ・平成23年4月30日までに貼付している場合は、必ずはがして下さい。

A 000000